二　当該銀行の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末装置に顧客がカード等（それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。へにおいて同じ。）を利用し、又は顧客の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該銀行の使用に係る電子計算機に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号を入力することにより預金又は資金の貸付け（顧客による預金の払出しの請求額が当該預金の残高を超過する場合に当該銀行が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。）の業務に係る金銭の払出し（現金自動支払機等受払事務に該当するものを除く。）を行う場合における次に掲げる全ての措置

イ　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務に支障を及ぼすことがないよう的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託するための措置

ロ　顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ　顧客が当該銀行と当該預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の委託を受けた者（二及びへにおいて「受託者」という。）その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

ニ　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務を委託した場合の当該事務の実施に関し、受託者との間で、それぞれの役割の分担の明確化を図るための措置

ホ　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置

ヘ　カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置又は顧客が送信する情報の処理に係る電子計算機及び電子機器が正当な権限を有しない者によつて作動させられたことにより顧客に損失が発生した場合において、銀行、受託者及び顧客の間での当該損失の分担の明確化を図るための措置

ト　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

第十三条の六の八中「する場合」の下に「（次項の規定により当該銀行の属する銀行持株会社グループ（法第十二条の二第三項第一号に規定する銀行持株会社グループをいう。以下同じ。）に属する銀行持株会社が当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合を除く。）」を加え、同条第二号中「条」を「項」に「確認すること等」を「確認すること」に「改善させる等」を「改善させることその他の」に「監督等」を「監督」に改め、同条第四号中「委託する等」を「委託することその他の」に「生じること等」を「生じること」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十二条の二第三項第一号の規定により当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる銀行持株会社は、次に掲げる内容の当該持株会社における経営管理に係る方針の策定及びその実施を確保するための措置を講じなければならない。

一　当該銀行持株会社グループに属する会社であつて当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該業務を委託すること。

二　当該業務の委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

三　受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理すること。

四　受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、当該業務を委託した銀行持株会社グループに属する二以上の会社に対し、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じることを防止するための措置を求めること。

五　当該業務を委託した銀行持株会社グループに属する二以上の会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該会社に対し、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を求めること。

第十四条の八の見出し中「理由」を「理由等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、当該銀行が当該銀行を子会社とする銀行持株会社（他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。）の子会社（当該銀行以外の銀行に限る。）との間で行う取引又は行為で、その条件が当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利益を与えるもの（以下この項において「特定取引等」という。）に関し、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一　当該銀行が特定取引等を行うことが当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないこと。

二　当該銀行が特定取引等の条件を明確に定めていること。

第十四条の九第一項中「による」の下に「やむを得ない理由があることについての」を加え、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

**第十四条の九の二**　銀行は、法第十三条の二ただし書の規定による要件を満たすことについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該銀行に関する次に掲げる書面

イ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　当該承認後における収支の見込みを記載した書面

三　第十四条の八第二項第二号に規定する条件を記載した書面

四　第十四条の八第二項第二号に規定する条件の決定が取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する取締役会の議事録

五　その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が第十四条の八第二項に掲げる要件の全てに該当するかどうかを審査するものとする。

第十七条第四項第一号中「において」の下に「臨時に」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条に次の一項を加える。

5　法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　銀行の無人の営業所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二　休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

第十七条の二第一項第一号及び同条第二項第二号中「主として」を削り、同条第四項中「及び第十項」を削り、同条第十一項中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改め、同条第十四項中「主として」を削り、同項第四号中「第十二号の二まで」を「第十二号の三まで」に改める。

第十七条の四の二第二号を次のように改める。

二　前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

第十七条の四の二第三号中「（同条第三項第三号、第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）」を「のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの」に改める。

第十七条の五第一項中「子会社対象銀行等をいう」を「子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項第十二号において「銀行業高度化等会社」という。）を除く」に改め、同項第三号中「及び次項」の下に「並びに次条」を加え、同号ロ中「次項第二号」の下に「、次条第一項第三号ロ」を加え、「第二十二条第十二号、第二十二条の二第十二号、第二十三条第七号」を「第二十二条第一項第十二号、第二十二条の二第一項第十二号、第二十三条第一項第七号」に改め、同項第五号中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に、「次条及び第十七条の七」を「第四項、次条、第十七条の六、第十七条の七及び第二十二条から第二十三条まで」に改め、同条第二項第四号中「当該申請時」を「当該申請の時」に改め、同条第四項中「認可」の下に「（銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）」を加え、同条第六項中「及び第三項第二号」を「、第三項第二号及び第四項」に改め、同条の次に次の二条を加える。